

バーゼル銀行監督委員会による
市中協議文書
「暗号資産エクスポージャーに係る
プルデンシャルな取扱い」
の公表について

2021年7月
金融庁／日本銀行

* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会の公表文書の内容への理解促進の一助として、作成されたものです。公表文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。当資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目次

1. 背景・経緯
2. 提案の内容
3. 今後の予定

1. 背景・経緯

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、2019年12月、「暗号資産に係るプルデンシャルな取扱いのデザイン」と題するディスカッション・ペーパーを公表し、銀行が暗号資産を保有する場合の規制・監督・開示上の取扱いを設計する上で考慮すべき点等について、市中のコメントを募集した。
- 市中からのコメント等を踏まえて検討を進め、2021年6月10日に、「暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシャルな取扱い」と題する市中協議文書を公表（コメント提出期限：9月10日）。
- バーゼル委は、現時点で銀行の暗号資産に対するエクスポージャーは限定的であるものの、暗号資産や関連するサービスの市場拡大が金融安定上の課題となり、銀行が直面するリスクを高める可能性を持っているという認識のもと、今般、暗号資産に関するプルデンシャルな取扱いを提案。

2. 提案の内容：概要

- 本市中協議文書は、銀行の暗号資産エクスポージャーに対する健全性規制（自己資本比率規制、流動性比率規制、大口エクスポージャー規制等）や監督上の措置、開示上の扱いを提案するもの。
- 提案は、下記の基本原則に基づき策定されている。

- ① 同じリスク・活動に対して、同じように取扱う（same risk, same activity, same treatment）
- ② 簡素な枠組みとする（simplicity）
- ③ 最低限の水準を定める（minimum standards）

※ 本文書では、暗号資産を「主に暗号化技術や分散型台帳等の技術を用いたデジタル資産」と定義している（2020年のFSBのグローバル・ステーブルコインに係る報告書と同一）。

※ 中銀デジタル通貨は、本取扱いの対象外とされている。

2. 提案の内容：分類基準

暗号資産毎に適用する資本賦課の枠組みを判断するための分類基準

- 下記要件をすべて満たす暗号資産を「グループ1」、それ以外を「グループ2」と分類する。
 - (1) 暗号資産が、(i) 伝統的な資産をトークン化したものであること、または (ii) 伝統的な資産や資産プールの価値に連動させる価値安定メカニズムを有し、かつそれが常に機能しているものであること。
 - (2) 暗号資産から生じるすべての権利・義務・利益が明確に定義され、当該資産が発行・償還される法域において法的に担保されていること。また、当該法的枠組みが、決済完了を確保していること。
 - (3) 暗号資産に係る各種機能(暗号資産の発行、取引の検証、償還、移転等)やネットワーク(分散型台帳技術(DLT)及び類似の技術を含む)が、関連する重要なリスク(償還・移転・決済完了に係る機能を損なうリスク等)を十分に緩和・管理するようデザイン・運営されていること。
 - (4) 暗号資産の償還・移転・決済完了を行う主体(価値安定メカニズムを担うアドミニストレータ及び裏付資産のカストディアンを含む)が規制・監督されていること。

2. 提案の内容：分類基準

分類基準(1)：価値安定メカニズムの要件

- 銀行は、日次で、暗号資産と裏付資産の価値の乖離をモニタリングし、その乖離は1年間のうち3回以上、10bpsを超えてはならない。

分類基準(3)：ガバナンス

- 暗号資産に関与する主体は、以下のリスク等に対応する頑健なガバナンスや統制方針が求められる。
 - ・ 信用リスク、マーケットリスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(不正、サイバーリスク等)
 - ・ データ流出リスク
 - ・ 非財務リスク(データインテグリティ、オペレーショナルレジリエンス、サードパーティーリスク、AML/CFTリスク等)

銀行及び監督当局の責任

- 銀行は、①保有する暗号資産がこれらの分類基準を満たしているか継続的に評価を行い、②監督当局に対して説明する責任がある。
- 監督当局は、①銀行のリスク管理手法を評価するとともに、②銀行から提出された分類基準の評価方法を評価する責任がある。

2. 提案の内容：取扱いの全体像

	グループ1暗号資産		グループ2暗号資産
	トークン化された 伝統資産 (グループ1a)	価値安定メカニズムを 有する暗号資産 (グループ1b)	グループ1以外の 暗号資産
信用リスク・ マーケットリスク	伝統的資産(債券、貸出、預金、株式等)を保有する場合と同様に取り扱う。	既存の枠組みを適用するための新規のガイダンスにもとづき取扱う(詳細は次頁)。	ロングポジション、ショートポジションの絶対額のうち大きい方の金額に対し、1,250%のRWを乗じる。
その他の規制	<ul style="list-style-type: none"> レバレッジ比率規制、大口エクスポージャー規制：既存の枠組みを適用 流動性比率規制：グループ1暗号資産は既存のLCR・NSFRの枠組みに即した取扱いとし、グループ2暗号資産は保守的な取扱いとする。 		
監督	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、直接的・間接的に暗号資産に関わる限り、(バーゼル規制で捕捉されない)暗号資産に固有のリスク(ICT、DLTに係るリスク等)を特定・評価・管理し、適切にリスクを削減する枠組みを整備・実施し、監督当局へ報告する責任を有する。 監督当局は、銀行から報告されたリスクの特定・評価・管理の枠組みやその実施状況の妥当性を検証し、必要に応じて、①ストレステスト・シナリオ分析、②引当、③追加資本賦課、④保有上限の設定等の必要な措置を講じる。 		
開示	銀行は、暗号資産に関する業務内容やそれに付随する主要なリスク等の定性的情報と、暗号資産の保有に関する定量的情報を開示する。		

2. 提案の内容：価値安定メカニズムを有する暗号資産

■ 銀行が暗号資産の保有者(holder)の場合

区分		捕捉すべきリスク
Redeemerに対する直接的な請求権有り (注) 本市中協議文書において、Redeemerとは、暗号資産を伝統的資産に交換する責任を負う主体、と定義されている。		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 裏付資産の価格変動リスク・デフォルトリスク ※ 裏付資産がプールの場合、ファンド出資の資本賦課枠組みを適用<以下同様> ➤ Redeemerのデフォルトリスク ※ 裏付資産の保有主体が法的に倒産隔離されており、暗号資産の保有者が裏付資産に対する直接的な請求権を有する場合、Redeemerのデフォルトリスクはゼロ。
Redeemerに対する直接的な請求権無し	仲介業者が、保有者からの請求に応える約束有り	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 裏付資産の価格変動リスク・デフォルトリスク ➤ 仲介業者のデフォルトリスク
※仲介業者(member)に対する請求権のみ有り	仲介業者が、保有者からの請求に応える約束無し	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 裏付資産の価格変動リスク・デフォルトリスク ➤ 仲介業者のデフォルトリスク ➤ Redeemerのデフォルトリスク

■ 銀行が暗号資産のRedeemerと保有者(holder)をつなぐ仲介業者(member)の場合

捕捉すべきリスク
<ul style="list-style-type: none"> ➤ Redeemerがデフォルトしても、保有者の請求に応じて買い取らなければならないリスク(commitment to buyリスク) ※ 買取義務が生じる暗号資産の全額に対して、redeemerのRWを乗じた額を、RWAとして認識する

2. 提案の内容：グループ1暗号資産に係る追加的検討

- 信用リスク・マーケットリスクについて、暗号資産に追加的に発生するリスク(例えば、市場流動性が伝統的資産に比べて相対的に低い可能性)に対する追加的な資本賦課を検討。
- オペレーショナル・リスクについて、暗号資産業務からオペレーション上の損失が生まれるリスクが高いと考えられることから、第1の柱のアドオンを賦課する案を提示。
 - ※ アドオンの計算方法として、暗号資産エクスポージャーの一定割合とする方法、暗号資産の特徴に応じて変数を設定する方法、暗号資産に関連する技術の発展度合いに応じて賦課を下げていく方法が例示されている。
- グループ1aの暗号資産のみ、適格担保として識別できる(既存の要件を満たした場合)。
- グループ1暗号資産について、資本賦課が十分ではないと判断される場合、監督当局は枠組みを調整する。

2. 提案の内容：グループ2暗号資産に係る追加的検討

- 暗号資産デリバティブ取引に関しては裏付資産の価値をロングポジション、ショートポジションの絶対額として計算する。ただし、当該算出額が最大損失額を上回る場合は、最大損失額を上限とすることができる。
- ショートポジションは理論的には上限なく拡大しうることから、監督当局が必要に応じて、マーケットリスクやCVAリスクの資本賦課の枠組みを用いて、追加的に資本賦課する。
- 暗号資産デリバティブ取引に係るカウンターパーティー信用リスク(CCR)
 - ・ 再構築コスト(RC)を計算する際、ネットイングセットは暗号資産に係るデリバティブ取引のみで構成する(伝統的な資産に係るデリバティブ取引は別のネットイングセットとする)。また、同一のネットイングセットの中に異なる暗号資産に係るデリバティブ取引が含まれている場合、異なる暗号資産デリバティブ取引同士のネットイングは不可とする。
 - ・ 将来の潜在的なエクスポージャーの額(PFE)は、取引毎に捕捉され、グロスの想定元本の50%とする。
- グループ2暗号資産を用いた証券金融取引(SFT)等のCCRは、包括的手法により算出された額とする。なお、銀行が担保として受け入れているグループ2暗号資産は、適格担保とはならない。また銀行がグループ2暗号資産をレポ取引等で差し出している場合、他の非適格担保の取扱いと同様に25%のヘアカットが適用される。

3. 今後の予定

- 本市中協議文書に対するコメントは、令和3年(2021年)9月10日までに以下のBISのウェブサイトにて英文でご提出ください。

<https://www.bis.org/bcbs/commentupload.htm>

- コメントは特段の断りが無い限り、すべてBISのウェブサイトに掲載されます。
- なお、暗号資産は急速に進化している資産クラスであることもあり、バーゼル委は、市中の関係者からのフィードバックを踏まえ、また、他の国際基準設定主体と連携しながら、今後さらに検討を深めていく予定としています(将来、複数回の市中協議を行っていく可能性も示唆)。